

レジリエンス研究教育推進コンソーシアムにおける インターンシッププログラムに関する申合せ

（ レジリエンス研究教育推進コンソーシアム運営委員会
平成 30 年 11 月 27 日制定 ）

この申合せは、レジリエンス研究教育推進コンソーシアムの参画機関において、学生が現実社会の問題に即した実践的な体験学修を通して、教育研究成果を社会還元する姿勢を涵養することを目的として実施するインターンシッププログラム（以下「インターシップ」という。）の適切かつ円滑な実施に関し必要な事項を定めるものである。

（インターンシップの期間）

- 1 インターンシップの期間は、原則として2週間以上3か月以下とする。

（インターンシップの申込み手順）

- 2 インターンシップを希望する学生は、筑波大学大学院システム情報工学研究科リスク工学専攻（以下「専攻」という。）が定める様式により、専攻長にインターンシッププログラム申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 3 専攻長は、学生が希望するインターンシップ先の参画機関にその旨を通知するものとする。
参画機関は、インターンシップ実施の可否を決定し、専攻長に通知するものとする。
- 4 専攻長は、インターンシップ実施の可否を、インターンシップを希望する学生及びコンソーシアムに報告するものとする。

（協定書の締結）

- 5 受入れが決定した場合は、専攻（研究科）と受入れ機関において、以下の事項を定めた協定書を取り交わすものとする。（別紙協定書例）

ただし、受入れ機関において、インターンシップに係る受入れ規則等がある場合は、専攻との協議により、それに基づき実施することができるものとする。

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| ・経費の取扱い | ・秘密保持義務 | ・個人情報保護 |
| ・賠償 | ・傷害補償 | ・インターンシップの中止 |
| ・事前、事後報告 | ・実習生の誓約書の提出 | ・その他必要事項 |

（実習生による誓約書）

- 6 受入れ機関は、必要に応じ、実習生と誓約書を交わすことができる。

附 記

この申合せは、平成 30 年 11 月 27 日から実施する。

(別紙協定書例)

インターンシッププログラムに関する協定書

この協定書は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアムにおけるインターンシッププログラムに関する申合せ第5項に基づき、筑波大学大学院システム情報工学研究科リスク工学専攻（以下、甲という）の学生に対して□○○○○○○○株式会社（以下、乙という）が実施するインターンシッププログラムの取扱いについて、以下のとおり取り決めるものである。

(受入れ)

1 学生氏名等

所 属： システム情報工学研究科リスク工学専攻
課程・学年： 博士 課程 年次
氏 名：

2 実施期間

(西暦) 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

ただし、双方業務上の都合または実習生の学会発表などにより、甲と乙が協議した上で、前項の研修期間を変更することができるものとする。

3 実施場所等

主たる実習場所、実習内容及び所属は次のとおりとする。

実習場所：

実習内容：

所 属：

(経費の取扱い)

4 経費

実習に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）の取り扱いは以下のとおりとする。

交通費：

食費：

宿泊費：

報酬：

(秘密保持義務)

- 5 甲は、インターンシップの実施に伴い受入れ機関から開示を受け又は自ら知り得た乙の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、インターンシップの実施の目的以外に使用してはならない。

(個人情報保護)

- 6 インターンシップの実施に当たり、乙が取得した実習生の個人情報は、インターンシップ実施の目的のみに利用する。

(賠償)

- 7 実習生が故意または過失により、乙又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するものとする。

(傷害補償)

- 8 インターンシップ実施中及び自宅またはインターンシップのための宿泊先からインターンシップ実施場所への往復途上の事故等による傷害については、実習生が加入する傷害保険により優先的に補償を受けるものとし、甲及び実習生は、傷害保険による補償の範囲については、受け入れ機関に対する求償権を放棄する。

(インターンシップの中止)

- 9 インターンシップの実施を継続しがたい事由が生じた場合は、乙は、甲と協議の上、当該実習生について、インターンシップを中止させることができる。

(事前、事後指導)

- 10 甲は、指導教員を通じて乙と連絡を取り、学生に対し十分に事前の指導を行うものとする。
- 11 実習生は、インターンシップ期間終了後速やかに実習内容に関する報告書を作成し、甲及び乙に提出するものとする。

(知的財産権)

- 12 学生のインターンシップ中に生じた知的財産等の財産権の帰属については、協議の上、処理するものとする。ただし、学生の同意を得た場合は、この限りではない。

(その他)

- 13 この協定書に関し疑義が生じた場合又はこの協定書に記載のない事項については、甲と乙で誠意をもってその都度協議するものとする。

(協定書の効力)

14 この協定書は、下記の署名日付よりインターンシップ終了日まで効力を持つものとする。本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

(甲) 住 所： 茨城県つくば市天王台1－1－1
名 称： 筑波大学大学院システム情報工学研究科
役 職： リスク工学専攻長
氏名(署名)：

(乙) 住 所：
名 称：
役 職：
氏名(署名)：